

キャンプ朝霞跡地利用の経過

(1) 平成15年までの動き

- 朝霞市には、昭和20年9月に米軍が旧陸軍被服廠跡地に進駐し、長い間「キャンプ朝霞（CAMP DRAKE）」として使用してきた。昭和49年8月にキャンプ朝霞の大部分は日本に返還されることが決定し、昭和61年に米軍通信施設の返還により市内から米軍基地がなくなった。
- 昭和51年に、「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」という国有財産中央審議会答申（三分割答申）により基地跡地の処分方針を示したことを受け、昭和53年には、国、県・市、留保地とに区画分けした「キャンプ朝霞跡地利用基本構想」を作成し、昭和54年から昭和60年にかけて、国（郵便局）、県（保健所、朝霞西高等学校、向陽園）、市（朝霞第八小学校、朝霞第四中学校、中央公園、青葉台公園、中央公民館、図書館等）として整備が進み、一方では、約19.4haの土地が、将来のために留保するとして残された。

(2) 平成15年～平成21年事業仕分け前までの動き

- 平成15年6月24日 「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」（財政制度等審議会答申）を受け、国は、従来の基本的な考え方を転換し、国有地の有効活用を促進することとし「原則利用、計画的有効活用」の方針に基づき、関係地方公共団体において合理的な期間（5年程度）を設定し利用計画の策定が要請された。
- 朝霞市は、この答申及び財務省理財局長通達（平成15年7月2日付け）を受けて、平成16年11月に「朝霞市基地跡地利用計画策定委員会」を設置し、平成18年12月「朝霞市基地跡地利用基本計画（最終報告書）」を策定した。
- この間、平成18年2月に、財務省からキャンプ朝霞跡地の一部（約3ha）を国家公務員宿舎の移転候補地としたいという申し入れがあり、検討・協議を経て、平成19年6月25日、国家公務員宿舎建設の受け入れを決定した。
- 平成19年4月「朝霞市基地跡地整備計画策定委員会」を設置し、先に提出された「朝霞市基地跡地利用基本計画（最終報告書）」を踏まえて、より実効性のある計画にするため、検討を行い平成19年12月「朝霞市基地跡地整備計画書」を策定した。
- 引き続き市では、「朝霞市基地跡地整備計画書」に基づき、平成20年1月から2月にかけてパブリックコメントを行い、寄せられた意見を出来る限り取り込みながら、「朝霞市基地跡地利用計画書」としてまとめ、市議会への説明を経て平成20年5月16日に関東財務局に基地跡地利用計画書を提出した。
- 利用計画の策定を受けて、平成21年2月に基地跡地地区地区計画を作成した。

(3) 平成21年事業仕分けから事業中止への動き

- 平成21年11月27日、民主党政権下の行政刷新会議による事業仕分けが行われ、特

に、朝霞基地跡地に建設予定の国家公務員宿舎が焦点化され、仕分けの結果は「見直しを行う」となった。

- 平成 21 年 12 月 9 日、財務省政策会議（政務三役）で、「仕分け結果に基本的に従う」という方針が決定され、同月 25 日、閣議で新年度予算案に朝霞宿舎関連予算が盛り込まれなかったことをもって、事実上、事業の凍結が決定された。
- 平成 22 年 3 月基地跡地の整備に向けた方針等を決定するため朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画を作成した。
- 平成 23 年度予算案が決定され、朝霞宿舎整備事業再開へ向けた予算が計上されていた。凍結中の契約済みの P F I 事業 3 件のうち、朝霞住宅は事業再開と決定した。
- 平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災が起きた。
- 10 月 3 日、野田総理が朝霞住宅予定地を視察し、東日本大震災の発生によって巨額の復興財源が必要となったことなど政策の優先順位が変わったことから、震災の集中復興期間である当面の 5 年間は朝霞市の宿舎建設を凍結するとした。

（４）平成 23 年 12 月 1 日 事業の中止とその後

- 平成 23 年 12 月 1 日、財務省の国家公務員宿舎の削減のあり方検討委員会の報告書が公表され、朝霞住宅整備事業は、この報告に基づき正式に事業中止の決定が行われた。
- 平成 24 年 2 月 20 日、関東財務局長から市長あてに、基地跡地利用計画のうち土地利用計画の見直しと再提出を求める文書が提出され、2 月 24 日、市は、関東財務局長に対して「利用計画の見直しを進める間、宿舎予定地を管理委託により暫定利用したい旨を回答した。
- その後、宿舎予定地の土壌汚染対策と原状回復工事が完了し、8 月 1 日、同用地は普通財産に転換された。
- 8 月 9 日、旧宿舎予定地（3ha）の管理委託契約（契約期間 2 年）を締結し、暫定利用広場として市民に開放するための準備工事等を行った。11 月 4 日、暫定利用広場「朝霞の森」がオープンした。

キャンプ朝霞跡地利用の経過・年表（概略）

年 月	概 要
S49. 8～	昭和49年キャンプ朝霞の日本への返還決定、国有財産中央審議会の三分割答申を受けて、国、県市、留保地に区分けし、本市は、中央公園、青葉台公園を始め、中央公民館や図書館などを昭和50年代から60年代にかけて整備を進めてきた。
H15. 7	「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」に係る財政制度審議会答申（H15.6）及び、財務省理財局長通達の通達（H15.7）において、国は従来の「原則留保、例外公用・公共利用」の基本的考え方を「原則利用、計画的有効活用」に転換、市ではこれを受けて基地跡地の利用について検討を開始した。
H16. 11	朝霞市基地跡地利用計画見直しのための「朝霞市基地跡地利用計画策定委員会」の立上げ（～H18.12まで全18回開催：委員数15名）
H18. 12	朝霞市基地跡地利用基本計画（最終報告）が市に提出される
H19. 4	朝霞市基地跡地整備計画策定委員会の開催（～H19.12まで全8回開催）
H19. 6	市議会へ諸報告、市として宿舍受け入れを表明する。
H19. 12	朝霞市基地跡地整備計画書が市に提出される
H20. 4	朝霞市基地跡地利用計画書作成 （H20.5 関東財務局に提出した。）
H21. 2	基地跡地地区地区計画作成
H22. 3	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画書作成
H23. 12	国家公務員宿舍建設中止発表
H24. 11	朝霞の森オープン